

長崎県保険医協会会則

第1章 名 称

第1条 本会は長崎県保険医協会と称し、事務所を長崎市内におく。

第2章 目的と事業

第2条 本会は保険医の経営と生活ならびに権利を守り、県民と協力して医療改善をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のために次に掲げる活動及び事業を行う。

1. 医療保険、医療保障及び医療制度の改善、拡充
2. 診療内容向上の研究会、講習会の開催
3. 会員相互の福祉ならびに親睦に寄与する事業
4. 保険医療に必要な相談事項の処理
5. 機関紙誌の発行
6. その他目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

第4条 原則として長崎県下の保険医で、本会の会則を承認し、所定の会費を納める者を会員とする。

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書に記入のうえ提出すればよい。

第6条 本会を退会しようとする者は、その理由を付して退会届を提出すればよい。

第7条 会員は本会の催す諸会議に出席し、あるいは機関紙誌を通じて自由に意見を發表することができる。また会則に基づき役員を選挙したり、されたり、議事録、会計簿等を閲覧できる。

第4章 役員・名誉会長・顧問及び事務局

第8条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 若干名
3. 理 事 若干名
4. 常任理事 若干名
5. 監 事 若干名

第9条 本会の役員は次のとおり選出する。

1. 本会の役員は総会において選出する。選出方法は別に定める。任期は2年とし、ただし、再任をさまたげない。常任理事は理事が互選する。
2. 役員の補充は常任理事会で行うことができる。ただし次期総会に報告し承認を得る。

第10条 会長は本会を代表し、会務全般の責に任ずる。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

第12条 常任理事は専門部会・委員会を担当し、常時会務の執行に当たる。理事は常任理事の活動を補い、必要な事項の評議を行う。

第13条 監事は本会の資産、会計及び会務を監査する。

第14条 本会に名誉会長・顧問をおくことができる。ただし総会の承認を得るものとする。

第15条 本会に職員をおいて事務局を構成する。職員の任免・待遇は常任理事会で決定する。

第5章 会 議

第16条 本会に次の会議をおく。

1. 総 会
2. 理事会
3. 常任理事会
4. 三役会

第17条 会長が認めるときは第16条に規定する会議は集会ではなく、情報通信機器を用いた会議を行うことができる。その場合、書面又は電磁的方法による決議を可能とする。

但し、情報通信機器を用いた総会は、災害等により集会による開催ができない場合に限る。

第18条 会議の議決は出席の多数決によるが、可否同数のときは議長が決める。

第19条 総会は本会の最高議決機関であり、会員の10分の1以上の出席を必要とする。ただし、委任状を認める。

第20条 総会の議長は出席会員より選出する。

第21条 定期総会は毎年1回開催する。定期総会では次の事項について審議する。

1. 活動報告
2. 活動方針
3. 決算及び予算
4. 役員の選出
5. 会則の変更

第22条 理事会及び常任理事会が必要と認めた時、あるいは会員の5分の1以上の要求がある時は、会長はすみやかに臨時総会を開催しなければならない。

第23条 理事会は本会の評議機関であり、総会に次ぐ議決を行うことができる。年2回以上の会議を開く。その他必要な時は会長が臨時にこれを招集できる。

第24条 常任理事会は本会の執行機関であり、会長・副会長・常任理事で構成する。月1回以上の会議を開く。

第25条 常任理事会は会務執行のため、必要な専門部会、委員会、特別委員会を設けることができる。部員、委員の委嘱は常任理事会が行う。

第26条 三役会は協会活動全般にわたる企画、立案、調整などを行う。会長、副会長、事務局長と会長が指名した常任理事若干名で構成する。月1回以上の会議を開く。

第6章 歯科部および支部

第27条 本会に歯科部をおく。歯科部員の委嘱は常任理事会が行う。歯科部長、副部長は歯科部で互選する。

第28条 本会に支部をおく。

1. 地区活動上必要あるときは、ひとつまたは複数の地区医師会・歯科医師会単位で支部を組織することができる。
2. 支部を組織するときは、総会の承認を得なければならない。
3. 支部は協会の会則および各会議の議決に沿って、当該地区の実情に合った活動を行う。
4. 支部役員は常任理事会が委嘱する。

第7章 表彰および処分

第29条 会員で本会のために多大な貢献をし、理事会が必要と認めたときは総会で表彰する。

第30条 会員で本会の名誉を著しく損ない、または本会の活動に大きな被害を与えた場合は、理事会の議決を経て戒告、退会勧告、若しくは除名することができる。処分をするにあたっては、本人に事前に通知し弁明の機会を与えなければならない。ただし、除名処分は次の総会に報告する。

第8章 会 計

第31条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第32条 本会の会費額は総会で決める。ただし、会費に、長崎保険医新聞の購読料を含む。

第33条 本会の財産は常任理事会が管理する。

第34条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

付 則

1. 本会の会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。
2. 本会は全国保険医団体連合会に加盟し、全国の保険医団体と協力を強め、活動を推進する。
3. この会則は1978年（昭和53年）6月25日から施行する。
4. 1986年（昭和61年）7月19日一部改正施行。
5. 1988年（昭和63年）7月16日一部改正施行。
6. 1991年（平成3年）7月20日一部改正施行。
7. 1998年（平成10年）7月18日一部改正施行。
8. 2009年（平成21年）7月18日一部改正施行。
9. 2020年（令和2年）7月30日一部改正施行。
10. 2024年（令和6年）7月20日一部改正施行。

【内規1】入退会について

1. 入会について

新たに会員になった者は、すみやかに協会口座への口座振替手続きを行うこととする。なお、振替前月後半に入会し次月の振替に間に合わない場合には、最初の振替時4カ月分が引き落とされることもある。

2. 退会について

退会を希望する者は協会に対し、退会届に所定事項を記入し提出する。協会は当該月分を含む会費納入が確認された場合に限り、次回振り替え日以降の口座引き落としを停止する。なお、会費振替は後納としているため、既納入分の会費の返還は行わない。

<付則>

1. 本規定は2024年7月20日より施行する。

【内規2】会費未納者の取扱いに関する規定

1. 会員が6カ月を超えて、会費納入を怠ったときは、常任理事会にはかり、当該会員へ退会予告を行うとともに、権利の一部を停止することができる。

2. 当該会員の権利の一部停止とは、本会及び全国保険医団体連合会の刊行物の配布を停止することである。この措置は会費の納入がなされた時点で復権する。

3. 1項の段階で督促したにもかかわらず、12カ月を超えて会費納入を怠ったときは、常任理事会にはかった上で、退会の手続きを行うことができる。

4. 会員が破産状態あるいは転居して住所・居所不明などの理由により、会費納入が不可能な事実が明らかになった場合、判明した時点で当該会員を「退会扱い」とすることができる。ただし、当該会員の申し出により、弁明する機会を持つことができる。

<付則>

1. 本規定は1998年7月18日より施行する。
2. 2014年7月19日一部改正施行。
3. 2018年7月21日一部改正施行。

【個人情報の利用と目的に関する事項】

- (1) 長崎県保険医協会は、入会申込書および会費口座振替依頼書により当会が取得した個人情報につきましては、会員サービス向上など下記のため使用させていただきます。

1. 会員管理台帳・会費管理台帳の作成
2. 会費・保険料等の収納管理
3. 会員名簿の作成・配布
4. 機関紙誌の作成および機関紙誌、出版物等の配布物の郵送
5. 研究会、講習会等の催し物の案内
6. 共済制度の普及と加入者管理および諸手続き
7. 各種アンケート調査
8. 署名活動推進依頼と国・地方自治体、国会・地方自治体議員への要請・陳情・請願活動
9. 各種個別相談等への回答
10. 各種問い合わせおよび依頼
11. 未入会の方への入会のお勧め
12. その他、当会の業務を遂行するうえで必要な行為

- (2) (1)に掲げる利用目的以外で当該個人情報を利用することや、法令で除外されている場合を除き、会員本人の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

- (3) (1)に掲げる目的範囲内で個人情報の取り扱いを業務委託する場合は、委託先への必要かつ適切な指導、監督を行います。

- (4) 保有個人データについては、本人もしくは本人が委託した代理人から当該個人情報の開示、訂正、利用停止等を求められた場合は、適切な方法により開示し、また必要な情報についての訂正、利用停止の処理を行います。

- (5) 個人情報に関する苦情、相談は 長崎県保険医協会（電話 095-825-3829）にてお受けいたします。